

## 動産総合保険普通保険約款

### (保険金を支払う場合)

第1条 当社は、この約款に従い、すべての偶然な事故により保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

2. 当社は、この約款に従い、前項の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用(以下「臨時費用」といいます。)に対して、臨時費用保険金を支払います。

3. 当社は、この約款に従い、第1項の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

### (保険期間)

第2条 保険期間は、その初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

### (保険金を支払わない場合—その1)

第3条 当社は、次に掲げる損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。

- (1) 直接であると間接であるとを問わず、戦争(宣戦の有無を問いません。)その他の変乱に起因する損害
- (2) 直接であると間接であるとを問わず差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- (3) 直接であると間接であるとを問わず、保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害
- (4) 直接であると間接であるとを問わず、保険の目的のかしに起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除きます。
- (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害
- (6) 直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(以下「保険金受取人」といいます。)の故意または重大な過失に起因する損害。ただし、損害が、保険金受取人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、保険金受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。
- (7) 被保険者と世帯を同じくする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合はこの限りではありません。

(8) 保険の目的に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に生じた損害

2. 当社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。第12条(保険料の追徴または返還一告知・通知事項の承認の場合)の規定により保険料が追徴となる場合において、当社の請求に対し保険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。

#### **(保険金を支払わない場合—その2)**

第4条 当社は、特約ある場合を除き、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険の目的に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。

(2) 保険の目的の電氣的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

(3) 詐欺または横領に起因して保険の目的に生じた損害。

(4) 保険の目的の置き忘れまたは紛失に起因する損害。

(5) 直接であると間接であるとを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。

(6) 直接であると間接であるとを問わず、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。

#### **(告知義務)**

第5条 保険契約締結の当時、保険契約者またはその代理人が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者が、自己に過失あると否とを問わず、被保険者の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。

2. 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しません。

(1) 当社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった場合。

(2) 保険契約者または被保険者が第1条(保険金を支払う場合)第1項の事項による損害が発生する前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社は、これを承認するものとします。

(3) 当社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3. 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが当社の危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定を適用しません。ただし、他の動産総合

保険契約その他第1条(保険金を支払う場合)第1項の事故の全部または一部を担保する保険契約に関する事項については、この限りではありません。

4. 損害発生後に第1項の解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

5. 前項の規定は、損害が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

#### (通知義務)

第6条 保険契約締結後、次の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 保険の目的について、他の動産総合保険契約その他第1条(保険金を支払う場合)第1項の事故の全部または一部を担保する保険契約を締結すること

(2) 保険の目的を譲渡すること

(3) 保険証券記載の用途または主たる保管場所を変更すること

(4) 保険証券記載の主たる保管場所の構造を変更またはこれを改築もしくは増築あるいは修理すること

(5) 前各号のほか保険証券または保険契約申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生すること

2. 前項の手続を怠った場合には、当社は、前項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前項第3号、第4号または第5号の事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは、この限りではありません。

3. 第1項の事実がある場合(前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当社はその事実について承認裏書請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

4. 前項に基づく当社の解除権は、当社が第1項の事実を知った日から30日以内に行使しないときは消滅します。

#### (保険の目的の調査)

第7条 当社は、いつでも、保険の目的またはこれを収容する建物もしくは構内を調査することができます。

2. 保険契約者、被保険者または保険の目的を管理する者が相当の理由がないのに、前項の調査を拒んだ場合には、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

3. 前項に基づく当社の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から30日以内に行使しないときは消滅します。

#### **(保険契約の無効)**

第8条 保険契約締結の当時、次に掲げる事実があったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき。
- (2) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
- (3) 保険契約者または被保険者が、保険の目的にすでに第1条(保険金を支払う場合)第1項の事故による損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

#### **(保険契約の失効)**

第9条 保険契約締結後、保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。

2. おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上あるときには、それぞれについて、前項の規定を適用します。

#### **(保険契約者による保険契約の解除)**

第10条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### **(保険契約解除の効力)**

第11条 保険契約の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、第5条(告知義務)第1項の場合はこの限りではありません。

#### **(保険料の追徴または返還－告知・通知事項の承認の場合)**

第12条 第5条(告知義務)第2項第2号の承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を追徴または返還します。

2. 第6条(通知義務)第1項の承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を追徴または返還します。

#### **(保険料の返還－契約の無効・失効の場合)**

第13条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、保険料を返還しません。

2. 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3. 保険期間が1年をこえる保険契約の無効または失効の場合には、当社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前2項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

#### (保険料の返還—契約解除の場合)

第14条 第5条(告知義務)第1項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。

2. 第6条(通知義務)第3項または第7条(保険の目的の調査)第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3. 第10条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4. 保険期間が1年をこえる保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、第3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

#### (損害の発生)

第15条 保険契約者または被保険者は、保険の目的について第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害が発生したことを知ったときは、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) 損害の防止軽減につとめること

(2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる者がいるときは、その者の住所もしくは氏名を遅滞なく当社に通知し、かつ、損害に関する報告書を提出すること

(3) 保険の目的が盗取された場合にあつては、遅滞なくその旨を所轄警察官署に届け出ること

(4) 第2号の書類のほか当社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること、その他当社が行なう損害の調査に協力すること

(5) 損害の額を確認するために、当社が、被保険者の帳簿その他の書類について行なう調査に対して便宜を与えること

(6) 保険の目的を修繕する場合には、必要な応急の仮手当をほどこすほか、本修繕については適当な修繕者の詳細な見積書を提出して当社の承認を得ること

(7) 被保険者が第三者より損害の賠償を受け得る場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに、前各号の規定に違反したときは、当社は、第2号から第6号までの場合には保険金を支払わず、また、第1号の場合は防止軽減することができたと認められる損害部分、第7号の場合には取得すべき権利の行使によって損害の賠償を受けることができたと認められる損害部分に対しては、その損害に対して保険金を支払いません。

3. 当社は、次に掲げる費用を負担します。

(1) 第1項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったもの。ただし、保険金額(保険金額が保険価額をこえるときは、保険価額とします。)から第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

(2) 第1項第7号に規定する手続きのために必要な費用

4. 前項第1号の負担金を算出する場合には第20条(保険金の支払額)第2項、第21条(包括して契約した場合の保険金の支払額)および第22条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第1項の規定を準用します。

5. 保険契約者または被保険者が、第1項第2号、第4号もしくは第5号の書類に故意に不実の記載をなしたまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、当社は、保険金を支払いません。

#### **(保険価額)**

第16条 この保険契約においては、特約ある場合を除き、損害の生じた地および時における保険の目的の価額をもって保険価額とします。

#### **(損害額の決定)**

第17条 当社が第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額に基づいてこれを決定します。

2. 保険の目的の損傷を修繕できる場合には、保険の目的を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費をもって損害の額とします。

3. 保険証券記載の保険の目的が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当社は、当該損害が保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮して第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金として支払うべき損害の額を決定します。この場合において、当該部分の修繕費が保険価額を超過する場合を除いては、いかなる場合でも全損とはみなしません。

#### **(全損の場合における当社の権利)**

第18条 保険の目的が全損となった場合において、当社が損害保険金として保険金額の全額を支払ったときは、当社は、その保険の目的について有する被保険者の権利を取得します。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合には、当社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

2. 前項の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の目的は被保険者の所有に属します。

#### **(推定全損)**

第19条 次に掲げる場合には、被保険者は、全損として保険金額の全額を請求することができます。

(1) 保険の目的の損傷を修繕するために要する額が保険価額を超過する場合

(2) 保険の目的を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合

#### **(保険金の支払額)**

第20条 当社が第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金として支払うべき損害の額は保険金額をもって限度とします。ただし、保険金額が保険価額を超過する場合は保険価額をもって限度とします。

2. 保険金額が保険価額より低いときは、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

3. 当社は、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金の30%に相当する額を、第1条(保険金を支払う場合)第2項の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

4. 当社は、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第1条(保険金を支払う場合)第3項の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

5. 前2項の場合において、当社は前2項の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額をこえるときでも、支払います。

#### **(包括して契約した場合の保険金の支払額)**

第21条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おののお別に第17条(損害額の決定)から前条(保険金の支払額)までの規定を適用します。

#### **(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)**

第22条 第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

2. 第1条(保険金を支払う場合)第2項の臨時費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額(支払責任額の算出にあたっては、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金の額は前項の規定を適用して算出した額とします。)の合計額が、1回の事故につき、300万円(他の保険契約に、限度額が300万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を臨時費用保険金として、支払います。

3. 第1条(保険金を支払う場合)第3項の残存物取片づけ費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額(支払責任額の算出にあたっては、第1条(保険金を支払う場合)第1項の損害保険金の額は第1項の規定を適用して算出した額とします。)の合計額が残存物取片づけ費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

#### **(代位)**

第23条 第1条(保険金を支払う場合)の損害が第三者の行為によって生じ、当社が保険金を支払ったときは、当社は、その支払った保険金の額を限度として、保険の目的の損害に関し被保険者が第

三者に対して有する一切の権利を取得します。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合には、当社は保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

#### **(保険金の請求)**

第 24 条 被保険者がこの保険契約に基づいて保険金の支払いを受けようとするときは、次に掲げる書類を保険証券に添えて、当会社に提出しなければなりません。ただし、相当の理由があるときは、保険証券の提出を要しません。

(1) 保険金請求書

(2) 保険の目的を盗取された場合には所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

(3) その他当社が必要と認める書類

2. 被保険者が前項の書類中に故意に不実の記載をなしたまたは事実を隠ぺいしたとき(第三者をしてなさせしめたときもまた同様とします。)は、当社は、保険金を支払いません。

#### **(現物による支払)**

第 25 条 保険の目的の損害に対し当社の都合によって代品の交付または修繕をもって保険金の支払いに代えることができるものとします。

#### **(保険金の支払時期)**

第 26 条 当社は、被保険者より第 24 条(保険金の請求)の書類を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査その他の手続を終了することができないときは、その終了後遅滞なく保険金を支払います。

#### **(保険の目的の回収)**

第 27 条 第 1 条(保険金を支払う場合)第 1 項の損害に対して、当社が損害保険金を支払った後、1 年以内に保険の目的の全部または一部が回収されたときは、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額を当社に支払ってその保険の目的の所有権を取得することができます。この場合でも被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的のき損または汚損の損害に対して、損害保険金の請求をすることができます。

#### **(仲 裁)**

第 28 条 保険価額または損害の額について、当社と被保険者との間に争を生じたときは、その争は、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人にこれを裁定させます。

2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は、半額ずつこれを負担するものとします。

#### **(残存保険金額)**

第 29 条 当社が第 1 条(保険金を支払う場合)第 1 項の損害保険金を支払ったときは、保険金額からその損害保険金の額を控除した残額をもって損害が生じたとき以後の保険期間に対する保険金額とします。

#### **(準拠法)**

第 30 条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることにします。

別 表

短期料率表

既経過期間	年料率に対する割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

## 臨時費用保険金不担保特約条項

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

## 臨時費用保険金不担保特約条項

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

## 国内のみ担保特約条項

### (国内のみ担保)

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の目的が日本国内にある間に生じた事故による損害に対してのみ、保険金を支払います。

2. 前項における「日本国内」には、次の各号の状態を含みます。

- (1) 日本航路(日本国内を結ぶ航路)における、当該船舶・航空機等に搭載中
- (2) 国外航路における、当該船舶・航空機等が日本の領海・領空にある間の搭載中(但し、領海・領空とは、陸地より12カイリ以内をいいます。)

### (普通約款との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

## 航空運賃不担保特約条項

保険の目的の損傷を修繕するため保険の目的の全部または一部、代替部品、修繕用機材等を航空輸送する場合には、当社は当該航空輸送により増加した費用については保険金を支払いません。

## 万引危険免責特約条項

当社は、動産総合保険普通保険約款第1条の規定にかかわらず、保険の目的の万引によって生じた損害に対して保険金を支払いません。

## 管球類単独損害不担保特約条項

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款第1条の規定にかかわらず、保険の目的のうち、真空管・ブラウン管・電球などの管球類に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、動産総合保険普通保険約款の規定を適用します。

## 免責金額(エクセス)特約条項

第1条 当社は、全損(推定全損を含みます。)の場合を除き、1回の事故によって生じた損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金を支払います。

第2条 前条の規定は、次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。)に対しては適用しません。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)

第3条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、動産総合保険普通保険約款の規定を適用します。

## 水災危険担保特約条項

### (保険金を支払う場合)

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合—その2)第6号の規定にかかわらず、この特約に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的に生じた損害に対して、保険金を支払います。

### (普通約款との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

## 支払保険金制限額特約条項

### (支払保険金制限額)

第1条 当社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第20条(保険金の支払額)、第21条(包括して契約した場合の保険金の支払額)および第22条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、支払保険金は下欄記載の金額を限度とします。

	一事故につき	保険期間中を通じて
保管中	(保険証券(もしくは目的明細)支払保険金制限額欄記載のとおり)	
運送中	(保険証券(もしくは目的明細)支払保険金制限額欄記載のとおり)	

2. この保険契約において、縮小てん補特約条項が付帯されている場合には(縮小てん補特約条項と同様の趣旨で、特定の危険について保険金を縮小払いする特約条項を含みます。)、当該縮小割合を乗じて算出された支払保険金に対して、前項の制限額を適用するものとします。

### (普通約款との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を適用します。